改 前 正

改

後

(前 略)

別表 法人文書分類基準表(第5条関係)

(略)

附 則 この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年1月1日から適用する。 ただし、適用日前に作成又は取得した法人文書の分類及び保存期間については、改正後 の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

正

別表 法人文書分類基準表(第5条関係)

(同 左)

所掌	小分類	文書の類型	保存期間	備考			小分類	文書の類型	保存期間	備考		
会計		(略)				会計	(同 左)					
	3701 3702 3703 3799	(開答) (開答) (開答)	7年				3701 3702 3703 3704 3799	「同 左 」 所得税及び住民税に関するもの 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 (従たる給与についての扶養控除等 (異動) 申告書 (経たる給与についての扶養控除等 (異動) 申告書 (経力・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7年			
	3331 3332 3333 3334 \ 3399	(略) 所得税及び住民税に関するもの 源泉徴収書控(給与簿により確認可能なもの を除く。) <u>給与関係申告書、申請書等</u> 租税条約に関するもの 給与支払報告書及び法定調書 <u>退職所得の受給に関する申告書</u> その他所得税及び住民税に関するもの	5年				3331 3332 3333 3334 { 33399	(同 左) 所得税及び住民税に関するもの 源泉徴収書控(給与簿により確認可能なもの を除く。) 租税条約に関するもの 給与支払報告書及び法定調書 その他所得税及び住民税に関するもの (同 左)	5年			
(3%	明な)							(同 左)				
(俊	(後 略)											